

日本圧力計温度計工業会
会員各位

2016年12月19日
日本圧力計温度計工業会
会長 楠 輝雄

水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関する
日本圧力計温度計工業会自主ガイドライン

1. 背景と目的

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第18条に基づいて、製品廃棄時の適正分別・排出の確保に資するため、水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の提供方法について、日本圧力計温度計工業会（以下「工業会」という。）の自主ガイドラインを以下のとおり策定しました。会員の皆さんにおかれましては、このガイドラインに沿って水銀使用製品の取扱について、消費者等への情報提供をお願い申し上げます。

2. 対象範囲

工業会が製造・輸入し、国内において流通した、もしくは今後流通する全ての水銀使用製品※¹を対象とします。

※1：水銀使用製品は、以下のとおりです。

- ・水銀充満式温度計
- ・高温用ダイアフラムシール式圧力計
- ・高温ダイアフラムシール式圧力トランスミッタ
- ・液柱型圧力計
- ・傾斜計

3. 情報提供の在り方

工業会の水銀使用製品は、主に一般の消費者向けに販売されている製品ではなく、事業者向けに販売されている製品であることや、その多くが商社など複数事業者を介して最終ユーザーに販売される製品であることなどの製品の特性を鑑みて、以下の表示等の提供を推進して下さい。

（1）新たに製造・輸入し、国内に流通する製品

① 製品本体への表示

- ・製品に水銀を使用していること
- ・水銀使用製品としての取扱いが必要であること
- ・廃棄等の際は、適正に分別し、排出することが必要なこと

② パッケージへの表示

- ・製品に水銀を使用していること
- ・水銀使用製品としての取扱いが必要であること
- ・廃棄等の際は、適正に分別し、排出することが必要なこと

③ 取扱い説明書への表示

- ・製品に水銀を使用していること
- ・水銀使用製品としての取扱いが必要であること
- ・廃棄等の際は、適正に分別し、排出することが必要なこと

④ パンフレット・カタログへの表示

- ・製品に水銀を使用していること
- ・水銀使用製品としての取扱いが必要であること
- ・廃棄等の際は、適正に分別し、排出することが必要なこと

⑤ ウェブページへの掲載

- ・製品に水銀を使用していること
- ・水銀使用製品としての取扱いが必要であること
- ・廃棄等の際は、適正に分別し、排出することが必要なこと

⑥ 流通形態を踏まえた告知

工業会が製造・輸入している全ての水銀使用製品は、大半が商社など複数事業者を介して、消費者等に販売されています。

この流通形態を踏まえて、製品を販売する際には、以下の情報を記載した告知文書を提供し、本告知文書が消費者等までに渉るよう依頼します。

- ・製品に水銀を使用していること
- ・水銀使用製品としての取扱いが必要であること
- ・廃棄等の際は、適正に分別し、排出することが必要なこと

(2) 既に製造・輸入し、今後、国内に流通する製品

「(1) 今後、国内において流通する製品」の推進事項のうち、④～⑥の情報提供を推進して下さい。

(3) 既に国内に流通した製品

「(1) 今後、国内において流通する製品」の推進事項のうち、③の提供を推進して下さい。

4. 情報提供の開始時期

工業会の自主ガイドラインの発行日からできるだけ速やかに実施して下さい。